



夏季休暇期間中における アフリカ豚コレラ等の防疫対策の徹底について

アフリカ豚コレラは、昨年8月に中国で発生以降、今年5月には北朝鮮、6月にはラオスでも発生が確認され、アジア地域で流行が拡大しています。

本病の遺伝子が検出されている豚肉製品は、アジア地域から我が国へ持ち込まれ摘発され続けております。

口蹄疫は、今年1月以降ロシア、中国、韓国において発生が確認されています。

このように、**アフリカ豚コレラ**、**口蹄疫**の国内への侵入リスクが極めて高い状況です。

そのような中、訪日外国人旅行者が増加するとともに、夏季休暇等により、海外渡航者の増加が見込まれることから、畜産関係者の皆様におかれましては、以下の3点について再度確認してください。

(1) 畜産関係者等の海外渡航の自粛

- 1 畜産関連施設に立ち入らない。
- 2 動物との不用意な接触を避ける。
- 3 肉製品等を日本に持ち帰らない。
- 4 帰国の際には家畜防疫官の指導を受ける。
- 5 帰国後一週間、やむを得ない場合を除き、衛生管理区域に立ち入らない。
- 6 海外で使用した衣服及び靴を畜舎に持ち込まない。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒する。

(2) 消毒及び衛生管理区域内への病原体の持込みの防止

- 1 立入禁止看板の設置
- 2 必要のない者が飼養衛生管理区域及び畜舎へ立ち入ることの禁止、並びに不要な物の持ち込み禁止
- 3 衛生管理区域内及び畜舎へ立ち入時や物品持ち込み時の手指、靴等の消毒

(3) 早期発見・早期通報の徹底

豚コレラ又はアフリカ豚コレラ、口蹄疫の特定症状を呈している家畜を発見したときは、家畜保健衛生所に速やかに届け出る。

**家畜に異状が見られたら、
直ちに青森家畜保健衛生所にご連絡ください**

**電話：017-764-1744
夜間・休日：090-2274-0474**

